

議案第203号

福岡市NPO・ボランティア交流センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年9月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、福岡市NPO・ボランティア交流センターの移転に伴い、利用者の利便の向上及び適正利用を図るため、同センターに設置する施設及び当該施設の利用に関し所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市NPO・ボランティア交流センター条例の一部を改正する条例

福岡市NPO・ボランティア交流センター条例（平成14年福岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「交流スペース」を「ミーティングコーナー、ワーキングコーナー、セミナールーム、会議室」に改める。

第15条を第20条とする。

第14条中「第8条第1項」を「第13条第1項」に改め、「第5条」の次に「第6条第1項及び第7条」を加え、「同条」を「これらの規定」に改め、同条を第19条とする。

第13条を第18条とし、第12条を第17条とする。

第11条第1項第2号中「第9条第3項各号」を「第14条第3項各号」に改め、同条を第16条とする。

第10条を第15条とし、第9条を第14条とする。

第8条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、同項第2号中「第5条」を「第7条」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加え、同条を第13条とする。

(2) 第5条に規定する利用の許可に関する業務

(3) 第6条第1項に規定する許可の取消しに関する業務

第7条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(立入り)

第12条 センターの管理の業務に従事する者は、職務のため専用利用者の利用に係る施設に立ち入ることができる。

第6条を第10条とし、第5条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第8条 許可利用者は、センターの施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別な設備)

第9条 第5条第2項の許可を受けた者(以下「専用利用者」という。)は、あらかじめ市長の許可を受けてセンターの施設に特別な設備をすることができる。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、専用利用者の負担においてセンターの施設に特別な設備を設置するよう命じることができる。

3 専用利用者は、前2項の設備を、第5条第2項の許可の期間の満了前にその負担において撤去し、原状に復さなければならない。

4 専用利用者が前項に規定する撤去を行わないときは、市長がこれを行い、撤去に要した費用を当該専用利用者から徴収する。

第4条の次に次の2条を加える。

(利用の許可)

第5条 ミーティングコーナー又はワーキングコーナーを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けてセミナールーム又は会議室を専用利用することができる。

3 前2項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

4 市長は、前3項の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付すことができる。

(許可の基準及び取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項若しくは第2項の許可をせず、又は既にした許可を取り消すことができる。

(1) 前条第1項又は第2項の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)がセンターの

設置目的に反する利用をし、又は許可利用者（同条第1項又は第2項の許可を受けようとする者を含む。以下この条において同じ。）にそのおそれがあるとき。

- (2) 許可利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 許可利用者がセンターの管理上の指示又は指導に従わないとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。
- 2 前項の措置によって許可利用者が損害を受けても、本市はその責めを負わない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（施行日前における利用の許可）

- 2 この条例の施行の日前においても、この条例の施行の日以後の第5条第2項に規定する施設の利用について、規則で定めるところにより許可することができる。